

播磨町公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、播磨町が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む）であつてかつ永久標識を設置したものをいう。

(公共基準点の使用手続)

第3条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書」（様式第1号）により町長へ申請し、「公共基準点使用承認書」（様式第2号）の使用承認を受けるものとする。また、使用後には「公共基準点使用報告書」（様式第3号）により使用結果を速やかに報告するものとする。

2 前項にかかわらず地積測量図作成のための測量に関し、関係土地家屋調査士会は「公共基準点使用に係る包括承認申請書」（様式第4号）により町長に申請し、「公共基準点使用包括承認書」（様式第5号）により使用承認を受けることができるものとし、当該土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、「公共基準点使用報告書」（様式第6号）により使用結果を速やかに報告するものとする。

3 公共基準点を使用する者は、「公共基準点使用承認書」を、包括承認に係る使用にあつては土地家屋調査士会員証を常時携行し、町職員又は公共基準点が設置されている土地、建物の所有者又は使用者（以下「土地所有者等」という。）の請求があつた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(工事施工の届出)

第4条 公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ「公共基準点付近での工事施工届出書」（様式第7号）を町長に提出し、町長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請する場合は、「公共基準点付近での工事施工届出書」の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為

(3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 引照点図、又は町長の指示する測量資料

(3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺、全引照点を確認できるもの）

4 公共基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「公共

基準点付近での工事しゅん工報告書」(様式第8号)を町長に提出し、検査を受けなければならない。

- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) しゅん工写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの)
 - (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前・しゅん工後が対比できる引照点図、又は町長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果)
- 6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は協議後、「公共基準点復旧承認申請書」(様式第9号)により町長に申請し、復旧の承認を受けなければならない(様式第10号)。

(一時撤去及び移転)

第5条 工事施工者(土地所有者等の行う工事を除く)が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合には、あらかじめ「公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第11号)により町長に申請し、その承認を受けなければならない(様式第12号)。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
 - (2) 写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの)
 - (3) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)
- 3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合は、土地所有者等は、「公共基準点(一時撤去・移転)請求書」(様式第13号)を町長に提出するものとする。

(機能の回復)

第6条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合は、又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は町長と協議のうえ変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合は(以下「事故原因者」という。)は、前2項を適用する。

(機能回復の施工者)

第7条 公共基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合はこの限りではない。

- (1) 工事施工者による設置工事が困難な場合
- (2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合

(設置工事)

第8条 工事施工者等は設置位置及び設置施工方法について、工事施行前に町長と協議しなければならない。

- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は支給(有償)するものとする。

- 3 工事施工者は設置工事の精度、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 設置工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点設置工事しゅん工報告書」（様式第14号）を前項の写真とともに町長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第9条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点のとりこわし費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は工事施工者又は事故原因者が負担するものとする。ただし、公共基準点の設置されている土地所有者等からの請求によるもののほか、町長が必要と認めた場合を除く。

（その他）

第10条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度町長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

播磨町長 様

申請者 住 所

氏 名

公共基準点管理保全要綱第 3 条第 1 項の規定により播磨町公共基準点の使用について、次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画 機関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測量作業 機関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

(様式第 2 号)

公共基準点使用承認書

承認番号 年 月 日 号

様

播磨町長

播磨町公共基準点の使用について、次のとおり承認します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 作業 機関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
承認条件 1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2. 使用終了後は、使用期間終了後 1 箇月以内に公共基準点使用報告書 (様式第 3 号) を提出すること。		
担当連絡先	TEL	

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名（包括承認に基づく場合には土地家屋調査士名）、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書あるいは包括承認に基づく場合には土地家屋調査士会員証を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 公共基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに公共基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書として、次の書類を添付し公共基準点管理者に提出すること。なお、地積測量図の作成のための測量においては包括承認申請に定める使用報告書をもって代えることができることとする。
 - (1) 公共基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

(様式第3号)

公共基準点使用報告書

年 月 日

播磨町長 様

報告者 住 所

名 称

担当者

播磨町公共基準点の使用結果を次のとおり報告します。

使用目的			
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで	(日間)
測量地域			
使用した 公共基準点	計 点		
使用承認番号	承認番号	号	
測量 作業 機 関	名 称		
	担当者		
	所 在 地	TEL	
使用結果 (精度)	No. ~ No.	相対精度	1 :
	No. ~ No.	相対精度	1 :
	No. ~ No.	相対精度	1 :
	No. ~ No.	相対精度	1 :
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)		

(様式第4号)

公共基準点使用に係る包括承認申請書

年 月 日

播磨町長 様

申請者 ○○○土地家屋調査士会

会長

公共基準点管理保全要綱第3条第2項の規定により播磨町公共基準点の使用について、次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)	
測量地域	播磨町域	
使用する公共基準点	播磨町が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点として取扱われる点に限る)	
測量方法		
測量計画機関	名称	○○○土地家屋調査士会
	代表者氏名	
	所在地	Tel
担当者	測量作業 氏名	○○○土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は公共基準点使用報告書(様式第6号)への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
備考		<ul style="list-style-type: none">承認された場合には、担当者は別添の公共基準点使用報告書(様式第6号)を用いて毎月末日をもって関係基準点の状況を報告する。同様の取扱いを各単位土地家屋調査士会について同時に申請する。(同様の取扱いを申請しない場合は記載不要)

※ 包括承認の期間は申請者と播磨町長との協議により定める。

(様式第5号)

公共基準点使用包括承認書

承認番号 年 月 日 号

〇〇〇土地家屋調査士会

会長 様

播磨町長

播磨町公共基準点の使用について、次のとおり承認します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
測量地域	播磨町域
使用する公共基準点	播磨町が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点として取扱われる点に限る)
測量方法	
担当者 測量作業 氏名	〇〇〇土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は公共基準点使用報告書 (様式第6号) への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
承認条件	1 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2 使用終了後は、公共基準点使用報告書 (様式第6号) を用いて毎月末日をもって関係公共基準点の状況を報告すること。 3 同様の取扱いを各単位土地家屋調査士会について認める。(同様の取扱いを申請された場合に限る。)
担当連絡先	TEL

※ 包括承認の期間は申請者と播磨町長との協議により定める。

(様式第6号)

年 月 日

播磨町長 様

報告者 住所

所属土地家屋調査士会名

登録番号

土地家屋調査士名

公共基準点使用報告書

播磨町公共基準点の使用について、別紙のとおり報告します。

(別紙報告様式)

使用した公共基準点

記入に関する注意事項

※ 使用目的欄には、次のいずれかに該当する番号を○で囲むこと。

- 1 地積測量図作成のために使用した点
- 2 点検のために使用した点
- 3 異状のため使用を断念した点

※ 地積測量図に使用した場合は、備考欄に所在地番を記入すること。

使用点名	使用年月日	使用目的	備考
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	

(様式第7号)

公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

播磨町長 様

申請者 住 所

氏 名

公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により次のとおり届け出します。

工事件名		
工事場所	播磨町	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
工事概要		
公共基準点番号		
占用企業者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	TEL
添付図面	1. 位置図 2. 断面図 3. 平面図 4. その他	

(様式第8号)

公共基準点付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

播磨町長 様

報告者 住 所

名 称

担当者

年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所	播磨町	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
公共基準点番号		
公共基準点 の状況	(1) 測量標のき損状態：	
	(2) 構造物のき損状態：	
	(3) その他：	
工事 請負者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	
		TEL
添付図面	1. 竣工写真 2. 引照点図 3. 測量資料 4. その他	

(様式第9号)

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

播磨町長 様

申請者 住 所

氏 名

工事により異状をきたした公共基準点の復旧について、公共基準点管理保全要綱第4条第6項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所	播磨町	
復旧する 公共基準点		
復旧期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
復旧 工事 請負者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	
	TEL	
備 考		

(様式第10号)

公共基準点復旧承認書

承認番号 年 月 日 号

様

播磨町長

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認します。

承認事項

復旧内容	
復旧場所	播磨町
復旧する公共基準点	
復旧完了期限	年 月 日とする

承認条件

- 1 測量標設置は、播磨町公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 2 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第14号）を提出し、播磨町の検査を受けてください。
- 3 検査に合格したときには、速やかに播磨町へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 4 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て協議してください。

担当者連絡先

TEL

(様式第 1 1 号)

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

播磨町長 様

申請者 住 所

氏 名

工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、公共基準点管理保全要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

一時撤去・移転理由		
工事件名		
工事場所	播磨町	
一時撤去・移転する 公共基準点		
移転する場合の 移転候補地	播磨町	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	TEL
添付図面	1. 位置図 2. 平面図 3. 写真 4. その他	
備 考		

※備考には現況状況等を記載する

(様式第 1 2 号)

公共基準点（一時撤去・移転）承認書

承認番号 号
年 月 日

様

播磨町長

年 月 日に申請のありました公共基準点の（一時撤去・移転）
について、次のとおり承認します。

承認事項

移転先	播磨町
一時撤去・移転する 公共基準点	
完了期限	年 月 日とする

承認条件

- 1 再設置位置については、協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。
- 2 測量標設置は、播磨町公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第 1 4 号）を提出し、播磨町の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに播磨町へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。

担当連絡先	TEL
-------	-----

(様式第 1 3 号)

公共基準点（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

播磨町長 様

請求者 住所

氏名

公共基準点管理保全要綱第 5 条第 3 項の規定により播磨町公共基準点の（一時撤去・移転）を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	播磨町
一時撤去・移転する 公共基準点	
請求期限	年 月 日まで
備 考	

(様式第 1 4 号)

公共基準点設置工事しゅん工報告書

年 月 日

播磨町長 様

報告者 住 所

名 称

担当者

年 月 日承認番号 号で承認を受けた公共基準点の
(一時撤去・移転)について、公共基準点設置工事がしゅん工しましたので、
次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		播磨町
設置工事しゅん工日		年 月 日
設置公共基準点番号		
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所在地	
添付図面		1 竣工写真 2 その他